

営業倉庫重大事故等発生時の速報体制フロー図

九州運輸局福岡運輸支局

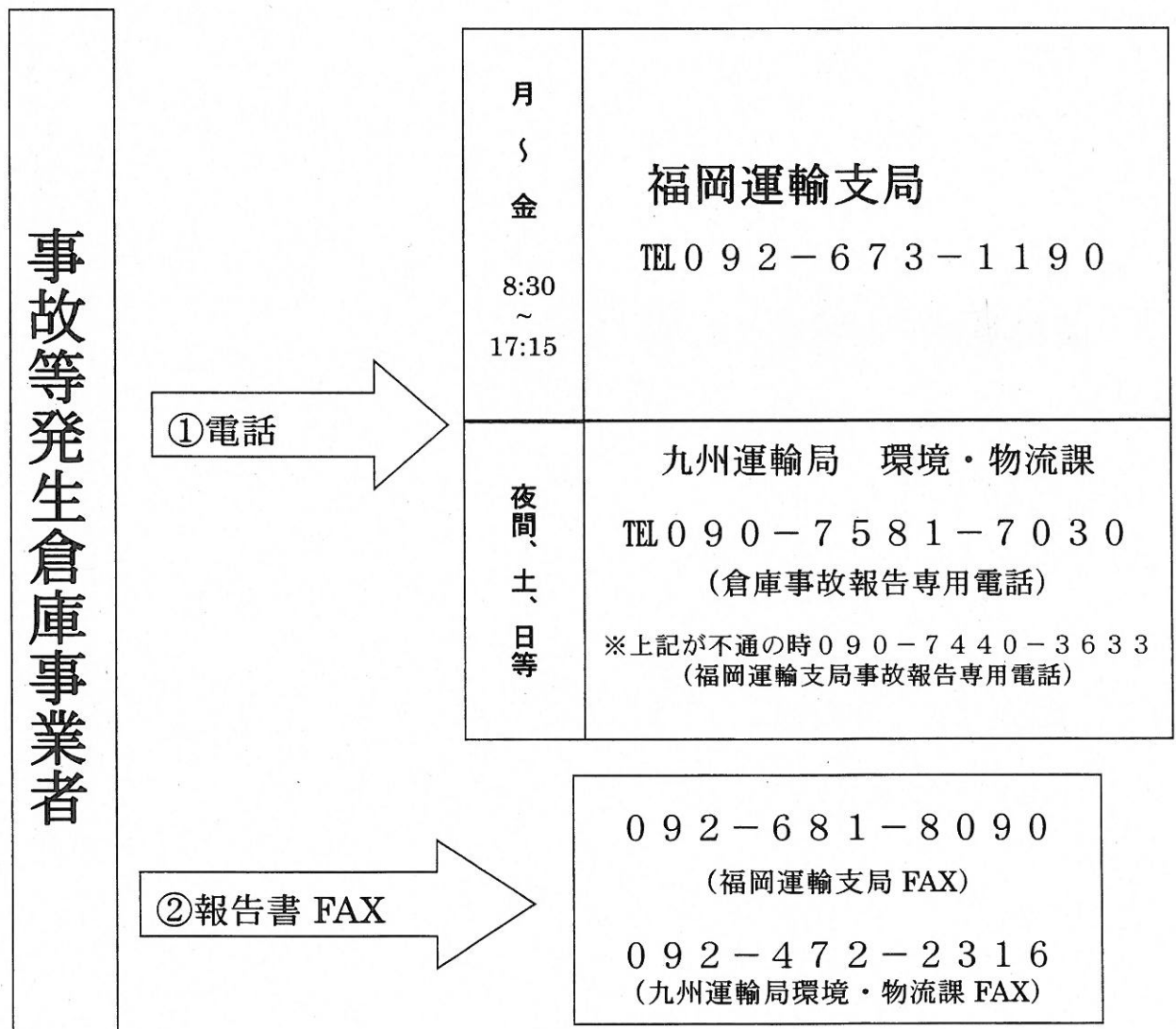
【対象となる事故災害等】

- ① 倉庫の火災（119番通報により消防自動車等が出動した場合）
- ② 倉庫の損壊等であって受寄物に影響を及ぼし又は及ぼす恐れのある場合
- ③ 受寄物の盗難
- ④ 倉庫における労働災害（死亡者が発生した場合）
- ⑤ 危険品倉庫からの大量漏洩事故
- ⑥ 気象庁の地震情報で震度5弱以上の地域の危険品倉庫事業者
【・被害の有無・人的被害状況・倉庫建物の損壊状況・危険物の漏洩状況・その他】
- ⑦ その他倉庫における事故等であって報道される可能性がある場合

【速報方法】

- ① 電話により概要の速報をおこなう。
- ② 電話速報後、速やかに事故概要を記載した「事故報告書」をFAXにより送付する。

【速報連絡先】



【速報内容】

- 報告の時点で把握できている事項。